

# 事業の現状について

- (1) 施行地区内の維持・管理
- (2) 地権者からの要望等に対する取組状況
- (3) その他



# ( 1 ) 施行地区内の維持・管理

## 事業区域の維持・管理および安全の確保について

- ・ 職員（ 2 名 ）による区域内パトロールを実施（午前・午後の2回）
- ・ 不法投棄物の確認及び集積対応の状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
件数	9件	8件	9件	2件	9件	10件	7件	9件	2件	65件
内訳										
道路	8件	5件	9件	2件	7件	4件	4件	7件	2件	48件
施行者管理地	1件	3件	0件	0件	2件	6件	3件	2件	0件	17件
主な投棄物：机、ペンキ缶、冷蔵庫、タイヤ、自転車など										

- ・ 防塵ネット等の修復
- ・ 宅地所有者からの要望対応  
除草の実施、不法投棄物の撤去
- ・ 台風等災害への備え及び対応
- ・ 道路管理者等との連携  
不法投棄、除草、違法駐車、  
カーブミラー点検、ゴミ拾い



タイヤホイール

**不法投棄は  
犯罪**

ごみを違法に捨てた者は、  
法律で**5年以下の懲役**  
又は**1000万円以下**の**罰金**  
若しくはその両方が  
科せられます。

相模原市

不法投棄防止啓発標識



## ( 2 ) 地権者からの要望等に対する取組状況

### 固定資産税・都市計画税の減免等について

施行地区内の土地に係る固定資産税・都市計画税の減免等について、法律上の課題の整理や他都市の事例の調査などを行いながら、方策を検討してきました。

現時点では結論に至っていませんが、本事業の施行に伴い従前地も仮換地も使用収益できない土地等に対する固定資産税の減免、課税免除等の可能性について検討しています。



## ( 2 ) 地権者からの要望等に対する取組状況

### 補償について

従前地も仮換地も使用収益できない地権者に係る補償、生活や生業への影響に対する補償等について、法律上の課題の整理や他都市の事例の調査などを行いながら、方策を検討してきました。

従前地も仮換地も使用収益できない地権者に係る補償については、使用収益できない期間が長期化している現状を踏まえ、適正な補償の在り方について、整理をしています。

- ・ 現時点で整理したものとして、従前地を事業利用・居住利用・賃貸借していた地権者等については、これまでの補償に加え、賃貸借契約の更新料に係る費用を補償対象として追加することとしました。  
詳細については、今後、対象者に別途お知らせさせていただきます。
- ・ これ以外の項目についても、引き続き、整理をしていきます。

生活や生業への影響に対する補償等については、本事業の施行に伴う損失として、法的に補償することが可能であるかという点について、整理をしています。



## ( 2 ) 地権者からの要望等に対する取組状況

### 市による土地の買取りについて

事業の長期化による生活や事業の維持への不安、事業の先行きへの不安、相続税に対する懸念等から、市による土地の買取り要望があり、対応を検討してきましたが、土地区画整理事業の施行者である市としては、事業上の活用目的が不確定な土地の取得は困難であるため、買取りは出来ません。

### その他

～ のほか、個々の地権者の状況により、様々な意見、要望等をいただいておりますが、それぞれの状況に応じて検討を行い、対応を検討しています。

また、地権者をはじめとする関係権利者等の負担や不安の解消に向け、随時、個別相談などを実施しています。





## ( 3 ) その他 行財政構造改革プラン

本市では、歳入規模に応じ、行財政運営の構造を抜本的に改革する必要があるため、事業の選択と集中を行い、本市の目指すべき姿を踏まえ、財政運営上、「本市が特に重点的に力を入れる分野」等について明確に設定する「相模原市行財政構造改革プラン」を策定することとし、現在、本改革プラン(案)に対しパブリックコメントを実施しております。

本改革プラン(案)の麻溝台・新磯野地区整備推進事業の位置づけ

( 第一整備地区 )

令和3年度末までに事業計画の変更案を作成し、事業の方向性を判断します。

( 後続地区 )

第一整備地区の進捗状況及び社会経済情勢を見据え、地権者等民間活力を主体とした事業手法について検討を行います。



## ( 3 ) その他 行財政構造改革プラン

- ・本改革プラン（案）に対する意見募集について

【募集期間】令和3年2月22日(月)＜必着＞まで

【本改革プラン(案)の閲覧及び配布】

財政課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター、各出張所、各公民館、各図書館、市立公文書館において、閲覧及び配布を行います。

なお、市のホームページからも閲覧することができます。

相模原市 パブリックコメント

検索 

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei\\_sanka/pubcome/index.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/pubcome/index.html)

【提出方法】本改革プラン（案）に対するご意見と住所、氏名、電話番号を書面にご記入の上、令和3年2月22日(月)＜必着＞までに、直接持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で本市財政課へご提出ください。

財政課：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所3階

電話：042-769-8216 ファクス：042-751-0208

電子メール：[zaisei@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:zaisei@city.sagamihara.kanagawa.jp)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出をお控えいただき、可能な限り、ホームページでの資料閲覧にご協力をお願いします。